

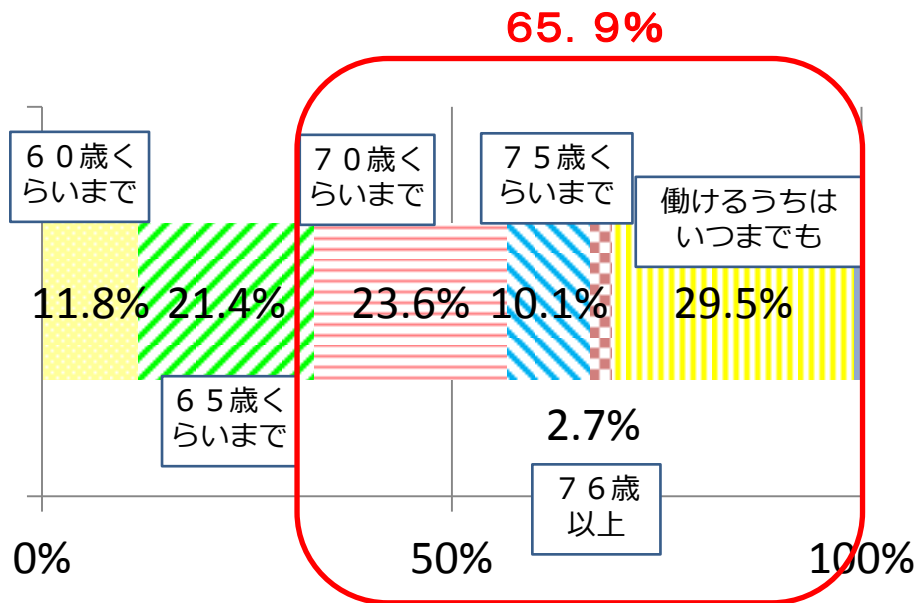
横断的な観点から見た支援のあり方
(高齢者に対する支援、
社会福祉法人の役割、人材養成研修、
帳票、統計システム等について)

1 高齢者に対する支援について

高齢者の就労に関する状況①

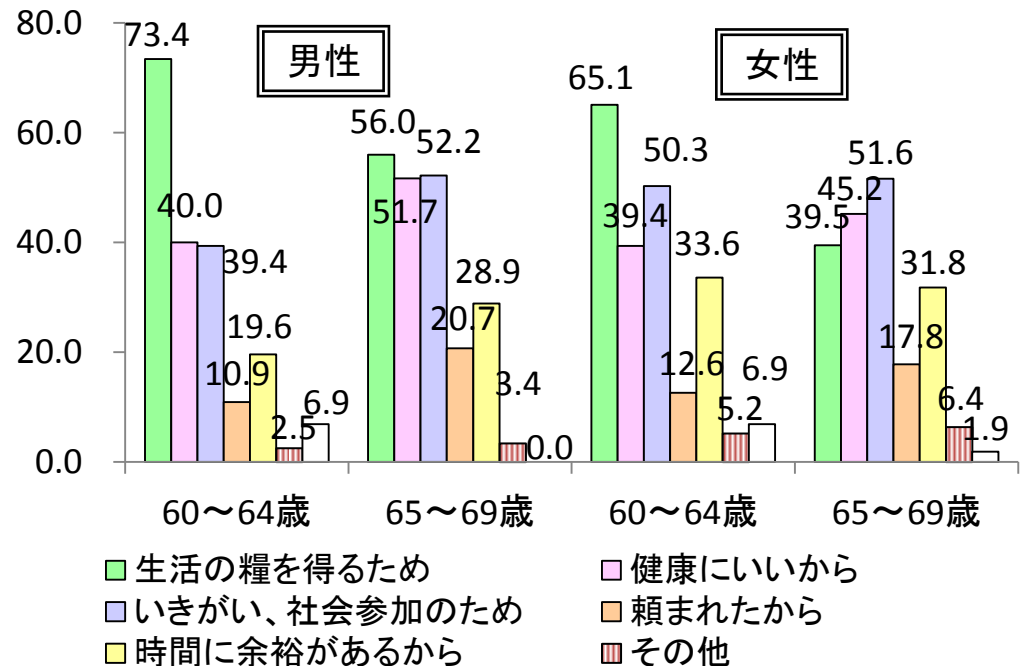
- 60歳以上の人のうちでは、65歳を超えても働きたいと回答した人が7割弱を占めている。
- 高年齢者の就業理由は、60～64歳では「生活の糧を得るため」が最も多いが、65～69歳では「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。

1. いつまで働きたいか (60歳以上の人)



資料出所：内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)。60歳以上の男女を対象とした調査 (n=1,999)

2. 高年齢者の就業理由



資料出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成23年)

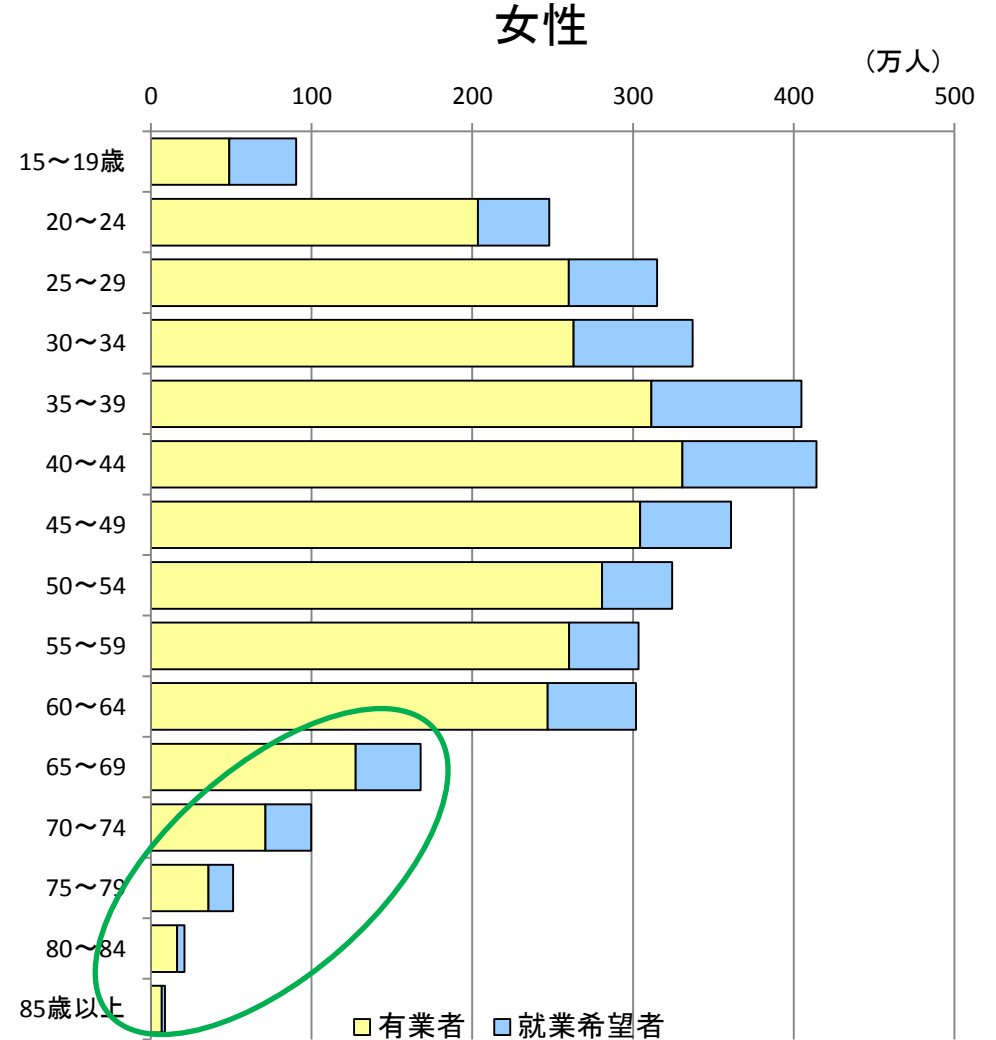
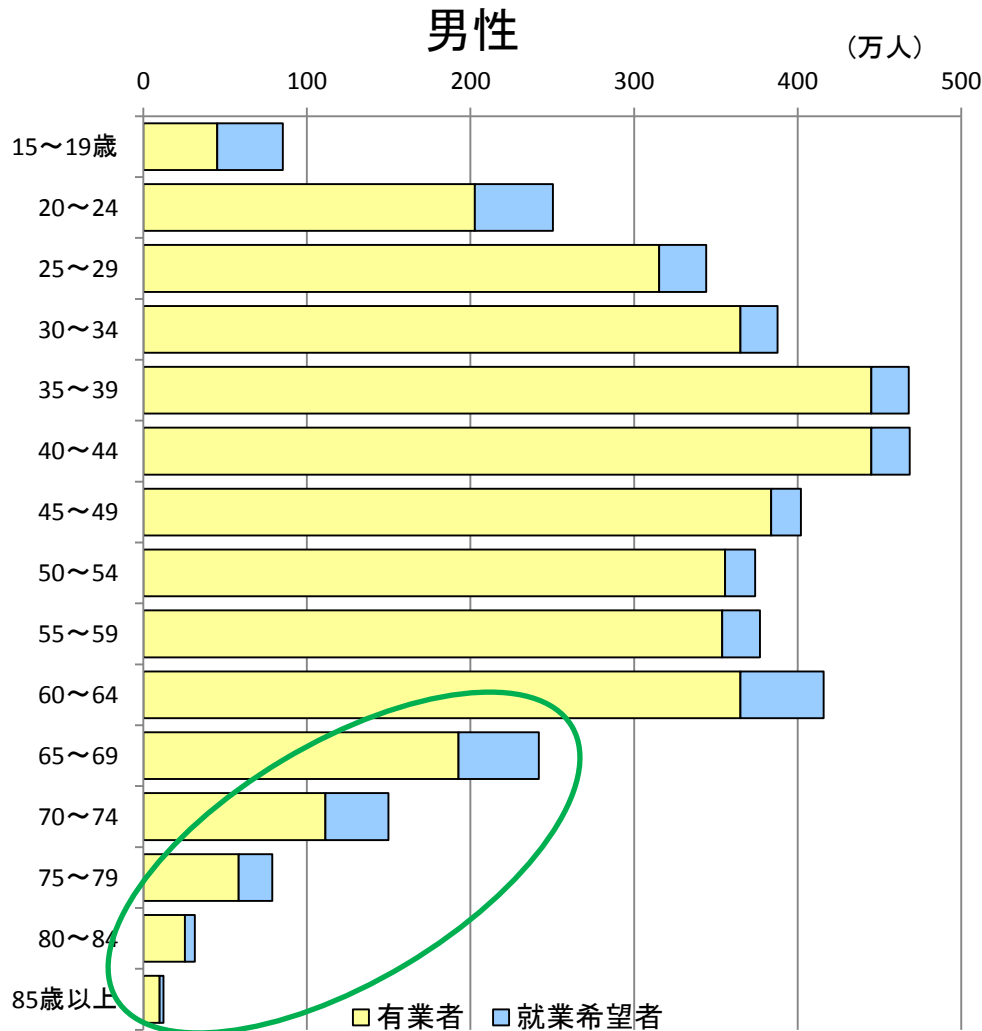
注1) 複数回答

注2) 60～64歳は雇用者のみの回答(男性 n=1,224、女性 n=865)、65～69歳は自営業者を含む(男性 n=232、女性 n=157)

注3) 平成23年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの

高齢者の就労に関する状況②

○ 高年齢者は就業希望者が多く、65歳以上では207万人。



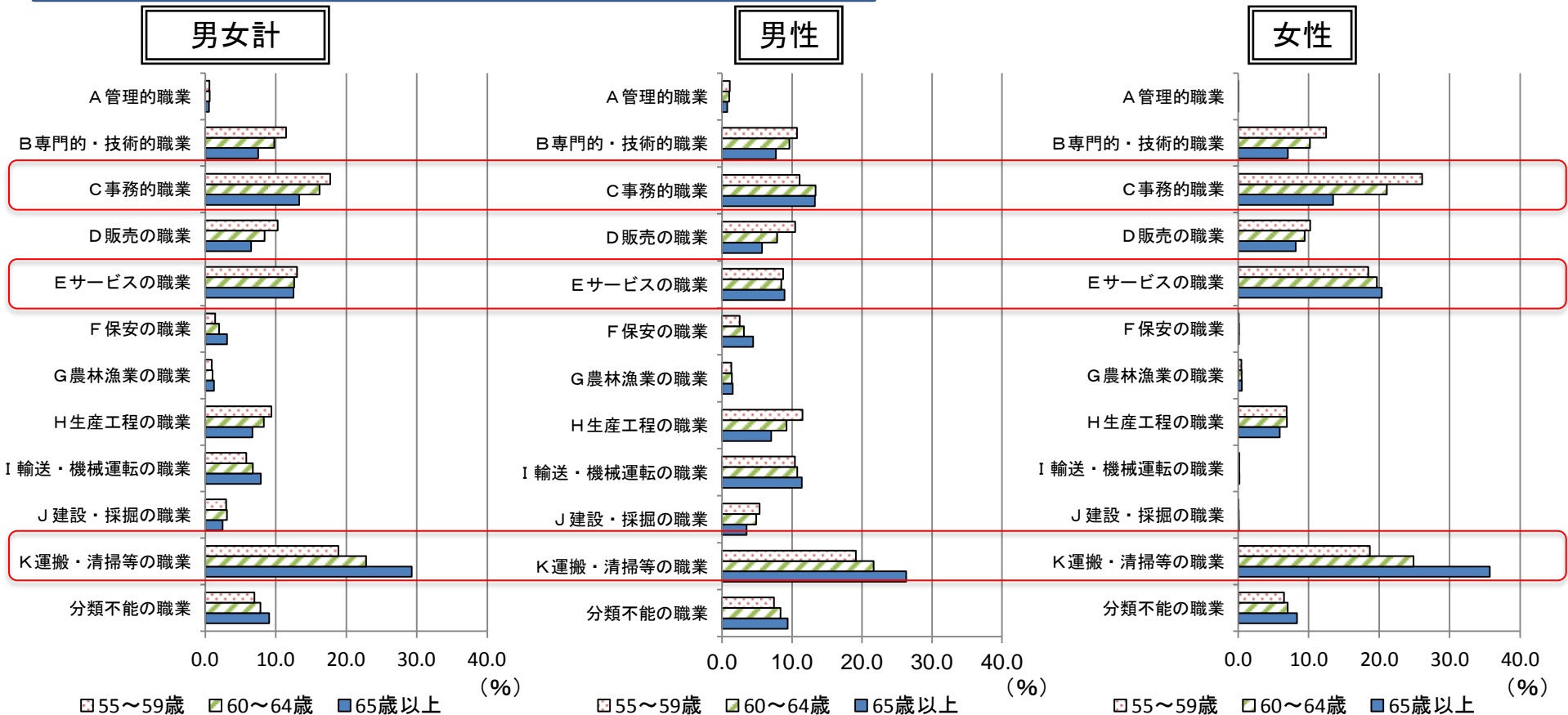
(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

(注) 「就業希望者」は、ふだん仕事をしていない「無業者」のうち、何か収入のある仕事をしたいと思っている者をいい、実際に求職活動をしている「求職者」を含む。いわば潜在的労働力に相当する者。

高齢者の就労に関する状況③

○ ハローワークの新規求職申込者の希望職種としては、「運搬・清掃等の職業」「事務的職業」「サービスの職業」の順に多い。

3. 高年齢者の希望職種（新規求職者申込件数）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」（平成24年）

（注1） 数値は常用に限る。また、数値は暦年の計であり、月々の新規求職の合計

（注2） 現在は求職申込書において性別の記入を義務としていないため、男女の別が分からないものがあり、男女計は総計と一致しない

高齢者に対する就労支援事例

- 高齢者に対する就労支援における事例からは、①高齢者の採用に協力的な求人を開拓すること、②相談者（就労に当たっての不安等）と企業側（高齢者を採用するに当たっての不安等）双方の懸念を取り除くための丁寧な就労支援等に努めていくこと等が、重要なポイントであると考えられる。

◆ ニーズをとらえた就労支援（東京都東村山市）

- 就労支援ニーズを持つ特徴的な相談の1つとして、国民年金だけで生活ができない、年金収入は多いが家計管理ができないといった高齢者の相談等がある（60代以上で全体の4割）。ハローワークが遠く交通費がかかることもあり、ニーズに対応できる「65歳以上可」といった求人を独自で開拓。
⇒就労支援員が企業の採用担当者と情報交換し、求人の多い業界や募集予定等の情報も入手。

◆ 相談者と企業に寄り添った就労支援（神奈川県川崎市）

- 自立相談支援機関（川崎市生活自立・仕事相談センター）における、60歳以上の相談が全体の約3分の1を占める状況（平成27年度実績）。「体は元気だが仕事がない」との高齢者の相談が多く、それに対応できる求人を持っていないという課題があった。
- この課題を解決すべく、高齢者やひとり親など、「一般就労が可能だが、採用されにくくなっている人」を就労支援の対象として、「しごと応援事業（生活困窮者就労支援事業）」を平成26年5月から開始。
- 具体的には、60歳以上の高齢者の採用に積極的な市内の求人を開拓し、職場見学や採用面接、さらには出勤同行（3日通えると定着率が高まる）等を行うことで、相談者、企業双方のミスマッチを解消し、採用・就労定着することを目指す。

【参考】「しごと応援事業」を利用した高齢者の就労決定件数（平成27年度） 141件（生活困窮者117件、生活保護受給者24件）
「しごと応援事業」における開拓求人件数（平成27年度） 837件

◆ ワンストップ窓口やセミナー開催による就労支援（岡山県総社市）

- ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労、創業、社会参加等の希望を気軽に相談できるワンストップ窓口を設置するほか、「農業者育成研修」や女性限定の「創業セミナー」等の開催による就業・創業支援を実施。（※厚生労働省職業安定局「生涯現役促進地域連携事業」を活用して実施）

シルバー人材センターを活用した支援

- 高齢者の就労機会の確保のため、ハローワークに加えてシルバー人材センター事業が推進されている。
- 自立相談支援事業が起点となり、ハローワークの就職支援ナビゲーターも含めたコーディネート支援が行われている例もみられる。

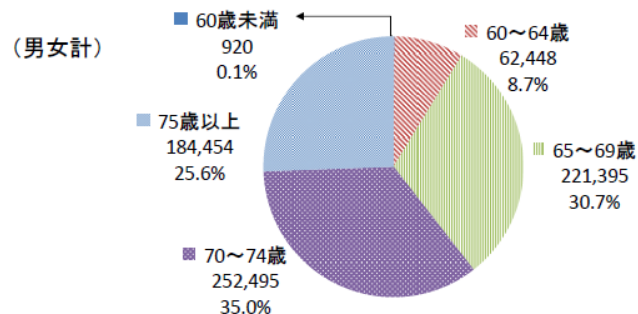
1. シルバー人材センターの概要

- 臨時的かつ短期的又は軽易な就業(※)を希望する高年齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供することが目的。

※概ね月10日以内又は1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないと定義。2も参照。

- 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者が会員となり、シルバー人材センターとの請負契約により発注者の仕事を遂行し、センターから配分金の支払いを受ける。
- 平成27年3月末現在1,272団体、会員数72万人。
- 月平均就業日数は9.7日、月平均配分収入は約3.7万円(平成26年度実績)

<年齢階層別会員数(平成26年度)>



2. 最近の動向

平成28年4月から、都道府県知事が指定した場合に、シルバー人材センターが、派遣と職業紹介に限り、会員に週40時間を上限とする業務を提供することができることとなった。

サービス業等の人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野で就業する機会を提供する「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を平成27年度より実施。

- (具体例)
- ・ デイサービス施設の利用者の送迎業務
 - ・ 早朝、夕方保育業務及び周辺業務

3. 自立相談支援事業との連携事例

千葉県富津市

- 自立相談支援事業を受託している市社協内にあるシルバー人材センターを効果的に活用。
- 60歳以上ですぐにでも現金を必要としている人には早急に配分金を得ることができる単発作業を案内(貸付に頼る必要がない)。
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる就労支援につなぐまでの間、生活費の面や身体を慣れさせる就労準備的な役割として活用。

生涯現役支援窓口について

全国の主要なハローワーク80カ所に55歳以上の高年齢求職者の支援に取り組む「生涯現役支援窓口」を設置し、高年齢者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や担当職員や専門相談員から構成される「チーム」による就労支援を総合的に実施する。

<支援対象者>

▶55歳以上の高年齢求職者

※平成28年度より65歳以上の求職者の方が活躍できる求人確保の強化を図るなど、65歳以上の高年齢求職者の支援を強化

<主な支援内容>

- ▶高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ▶担当職員や専門相談員から構成される「チーム」による手厚い就労支援（キャリア・コンサルティング、担当者制による職業相談・職業紹介、就労後フォローアップなど）
- ▶高年齢求職者向けの求人開拓（特に65歳以上の求職者の方が活躍できる求人確保）
- ▶シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供

雇用保険の適用拡大(雇用保険法、徴収法関係)

改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・ (役員を除く) 65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・ 65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者 (高年齢継続被保険者) のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金 (賃金の50~80%の最大50日分) が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



改正の内容【平成29年1月1日施行】

- **65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給** (支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする**
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置**を設ける。

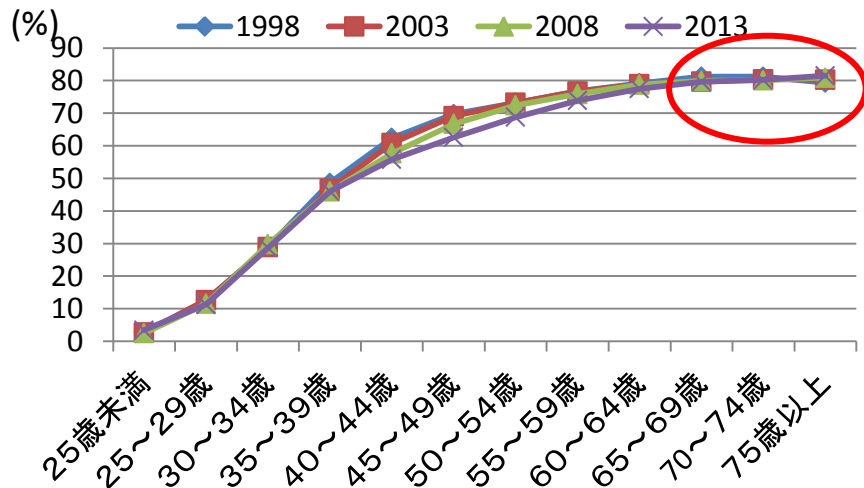
※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

高齢者の居住に関する状況①

○ 社会全体の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加。なお、持ち家比率は、都道府県別に大きな差がある。

1. 持ち家率の推移

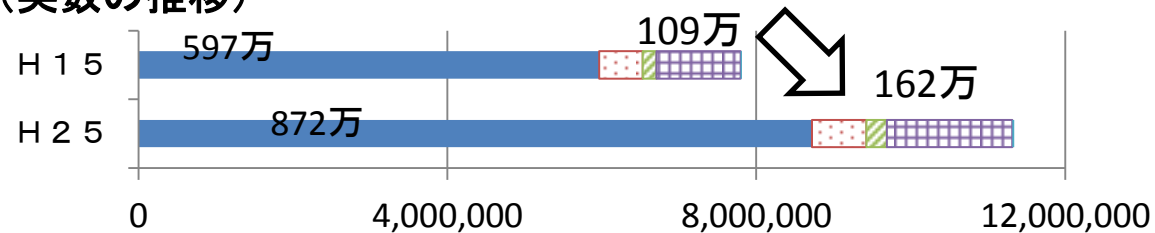
※家計を主に支える者の年齢階級別



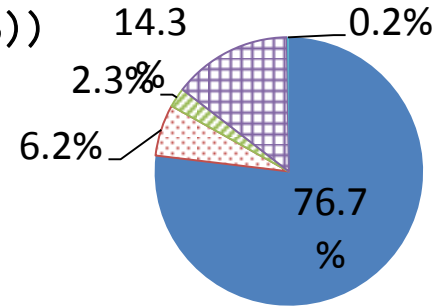
2. 高齢者世帯の居住形態

■ 持ち家 ■ 公営の借家 ■ UR・公社の借家 ■ 民営借家 ■ 給与住宅

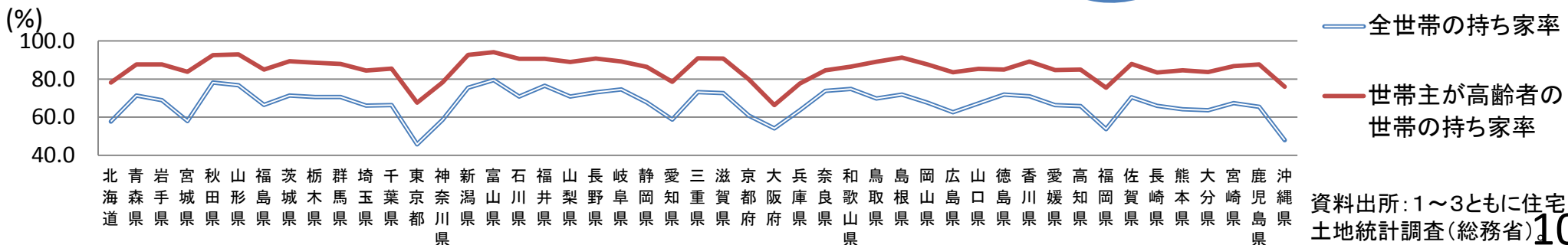
(実数の推移)



(構成比(H25))



3. 都道府県別持ち家率(平成25年)

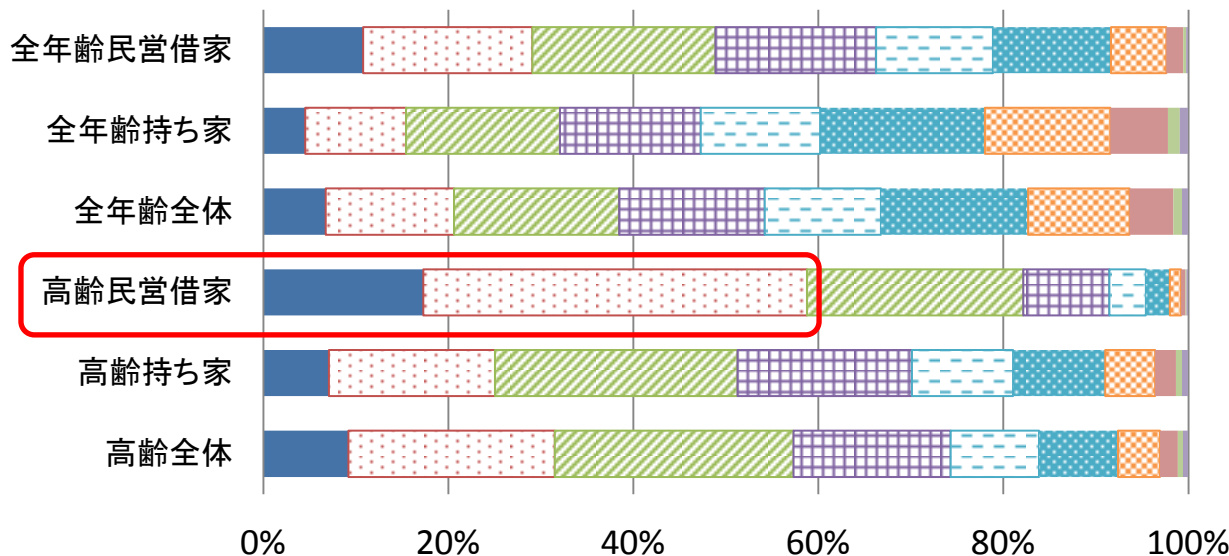


資料出所: 1~3ともに住宅・土地統計調査(総務省) 10

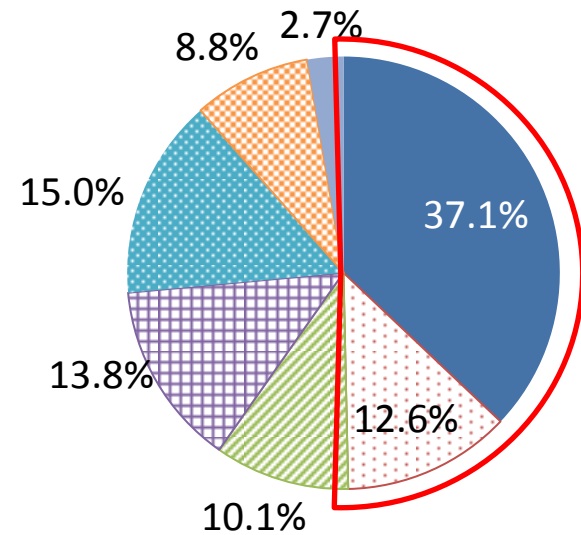
高齢者の居住に関する状況②

- 高齢で民営借家に居住している世帯は、低所得者が多い。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向で約216万戸（平成26年度）であり、その入居者（世帯主）のうち約半数が65歳以上。

4. 持ち家・借家の別所得階級の分布



5. 公営住宅入居者（世帯主）の年齢構成（平成26年度）



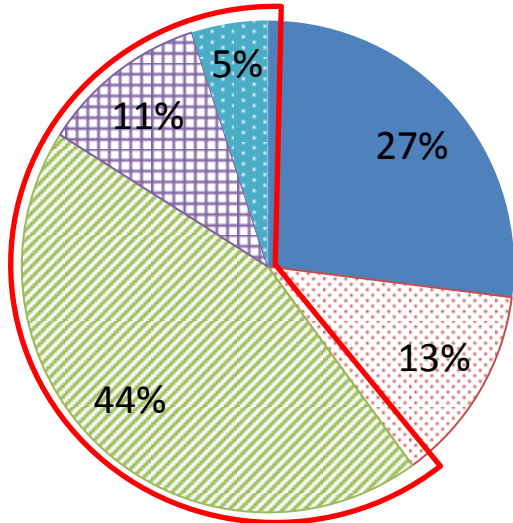
高齢者の居住に関する状況③

- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- 連帯保証人の確保に困った経験のある人が1割弱存在。身寄りがなく経済基盤が弱い高齢者世帯等が直面している課題であると考えられる(緊急連絡先の確保についても同じ)。

6. 高齢者の入居に対する 大家の意識

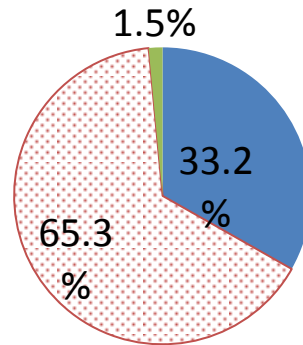
7. 連帯保証人の確保の課題(※高齢者以外も含む)

- 従前と変わらない
- ▨ 従前は拒否感があったが現在はない
- ▨ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- ▨ 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている

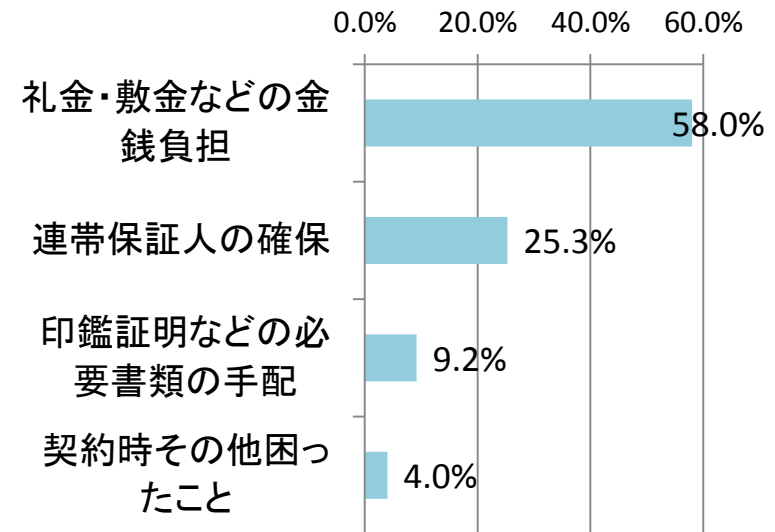


◆ 賃貸住宅に関して 困った経験

- あり
- ▨ なし
- 無回答



◆ 賃貸住宅に関して困った経験 (普通借家の入居時・複数回答)

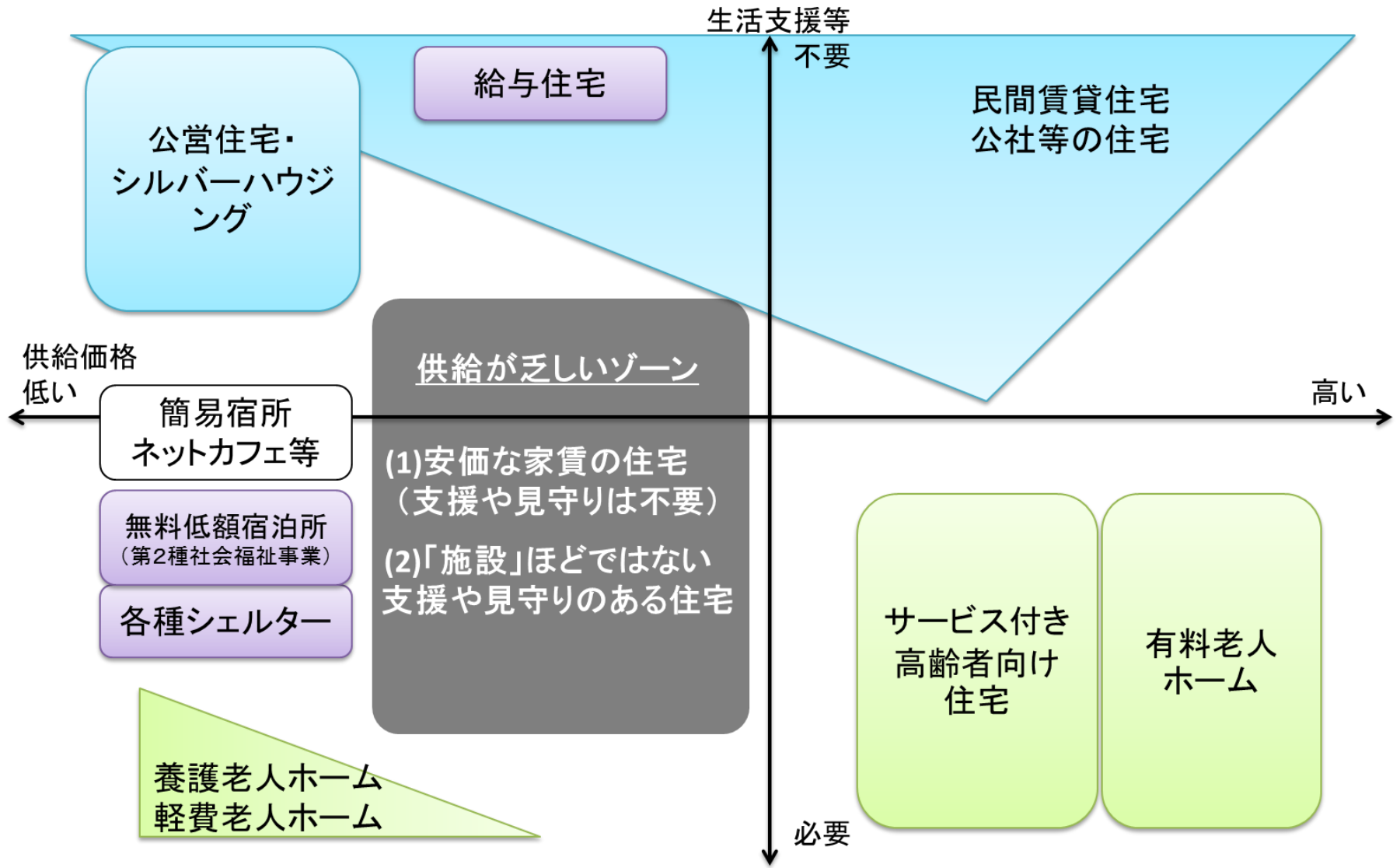


(資料出所)6は社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第1回(H27. 4. 19)資料3より転載。
7は平成27年度住宅市場動向調査(国土交通省)。「困った経験」は現在入居している住宅に限らない。

居住に関する資源の状況(イメージ)

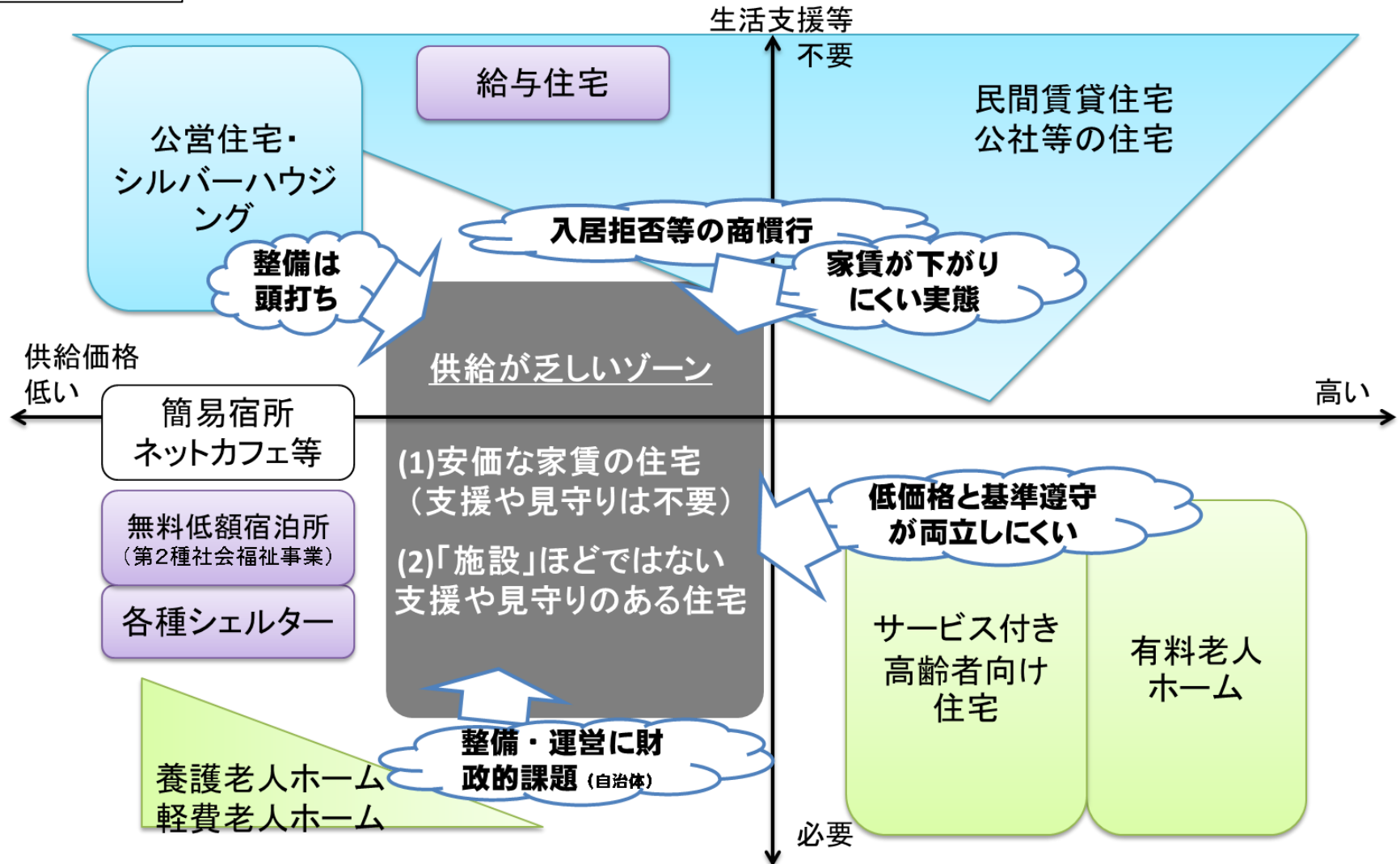
平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

※要介護・障害の特別ニーズを除いてイメージ図を描いたもの



居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



居住支援の様々な取組①

○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成28年9月末現在、47都道府県、17区市町で設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

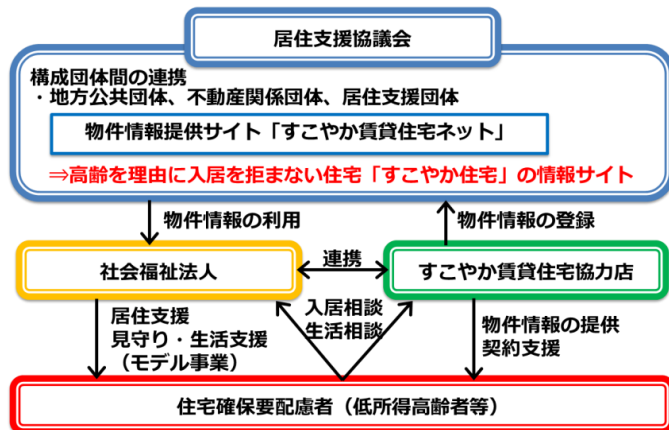
【京都市居住支援協議会】 ※H24. 9設立

□ 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。

※ 登録数:4,687件(28年10月末)

※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)

□ 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。

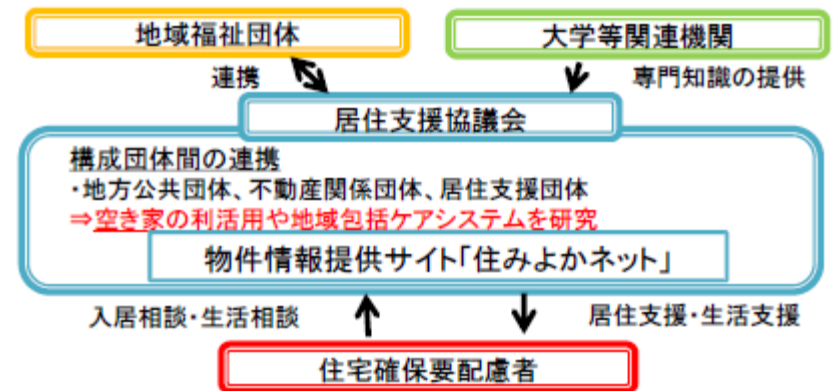


【大牟田市居住支援協議会】 ※H25. 6設立

□ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。

※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



居住支援の様々な取組②

2. 社会福祉法人による支援の例

※「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を活用した取組

【社会福祉法人やすらぎ会】(奈良県天理市)

- 概ね65歳以上の転居希望者に、条件に合う物件情報や、契約支援、生活支援サービス情報の提案・調整を行う。
- 高齢者の転居にはマッチング自体の難しさや家主の貸し渋り、転居後の生活支援など多数の課題。「当事者の思いだけでは成り立たないからこそ事業としての存在意義はある。」

【社会福祉法人江刺寿生会】(岩手県雫石町)

- 低所得の高齢者で、家屋の老朽化で不安がある人、過疎地域で冬季の生活が困難な人、養護老人ホーム措置が必要な方などで地域生活が可能と思われる人に、借り上げた貸家、空き家を活用し、生活支援を実施(モデル事業を活用し、家賃の差額と人件費等に充当)。
- 家賃は3分の1の負担で実施。

【社会福祉法人偕生会】(大分県豊後大野市)

- 中山間地域で点在して生活する単身高齢者等を在宅で支えたいとの思いから、空き家を活用して貸し出し、生活支援を実施。

3. NPO法人による支援の例

【NPO法人抱樸】(北九州市)

- 居住と生活支援のセットが原則。地域サポートセンターを運営し、自立後地域で暮らす1,200人をサポートしている。相互支援、生活支援、就労支援、地域資源へのつながり・もどし、金銭管理支援、葬儀等も実施、さらに、互助会の運営を支援。
- 生活支援付き保証人制度「保証人バンク」を運営。滞納家賃の支払いや遺留品の引き取り・処分等のほか、生活支援員による生活安定のための継続的支援を実施。保証対象は1ヶ月分の家賃であり、滞納があればすぐ抱樸へ連絡してもらうこととしている。また、家賃立替分の求償権は放棄している。平成28年3月現在の利用件数730件。
- 不動産業者のネットワークとして「自立支援居宅協力者の会」を構成。物件情報の提供や大家との交渉、家賃滞納情報等の提供、生活支援員との連携による居宅維持支援を実施。北九州市40社、福岡市10社加盟。

【NPO法人おかもやま入居支援センター】(岡山市)

- 障害者や高齢者等、住宅の確保が難しい人の入居支援のため、弁護士、医師、精神保健福祉士、不動産仲介業者等が集まってNPO法人を設立。
- 連帯保証の確保による支援を中心とするが、医療福祉関係サービスのコーディネートも実施している。

居住支援の様々な取組③

4. 自治体の例

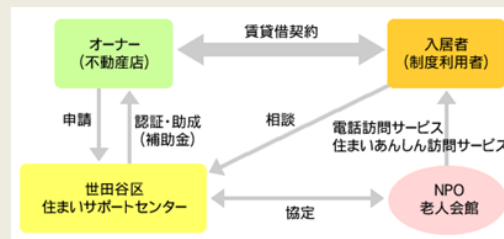
○世田谷区 住まいサポートセンター

NPOや不動産団体と連携し、居住支援を実施。運営は(一財)『世田谷トラストまちづくり』に委託

○住まいの総合相談窓口の設置。

○入居を拒まない民間賃貸住宅を認証。認証住宅等に入居した高齢者等を定期的に見守り

○不動産団体の協力で空室情報を提供。内覧のアポイント等をワンストップで実施



○文京区 すまいるプロジェクト

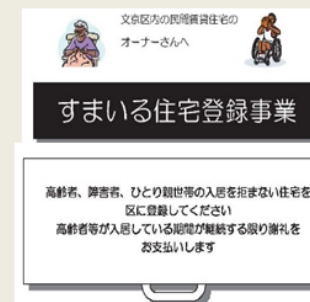
不動産事業者等と連携し、高齢者等の住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施。

○入居を拒まない民賃の登録制度(すまいる住宅登録制度)

○入居期間、オーナーに謝礼金を支払い(月1万円等)

○入居住宅には区負担で緊急通報装置を設置

○ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援の実施



○杉並区 高齢者等入居支援・アパートあっせん事業

宅建業協会、社会福祉協議会等との連携(委託)により、住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施

○高齢者等の住宅困窮者に対し、協力する不動産店の紹介や住宅の情報提供を実施。仲介手数料を支援。

○区が保証会社と協定を締結し、通常の保証料よりも優遇。一定の場合、保証料を助成

○単身高齢者の見守りや死亡時の葬儀の実施、残存家財の撤去等に
対応



居住支援の様々な取組④

4. 民間企業等の例

【株式会社ふるさと】

- 賃貸借保証事業のほか、NPOふるさとの会地域生活支援センターと連携し、借主が居宅生活を継続できるようにトラブル等の予防、早期発見、対応を行い、貸主の安定した賃貸経営をサポート。
- 不動産賃貸管理・サブリース事業においては、連帯保証人不要の支援付きアパートを管理運営（空き家も活用）。総合相談窓口としての「サロン」（NPO法人ふるさとの会が運営）を中心とした支援ネットワークと、地域と行政機関等との連携のための運営委員会により包括的支援体制を構築。

【株式会社リクルートフォレントインシュア】

- 全国規模で家賃債務保証事業・家賃収納代行事業を展開。こうした事業を通じて家賃滞納者を早期に発見することができる。
- 平成28年10月31日現在、190件の家賃滞納者に自立相談支援事業等を案内し、実際に108件が相談。そのうち、44件が住居確保給付金等の支援決定につながり、生活困窮状態の早期発見・早期自立が実現できている。

参考：新たな住宅セーフティネットについて①

国土交通省
資料

新たな住宅セーフティネット制度の基本的な方向性

住宅確保要配慮者の状況

高齢者世帯

- ・ **民営借家に居住する高齢者世帯の大幅増** (特に単身世帯)
[単身世帯] (H27) 132万世帯 ⇒ (H37) 154万世帯 (推計)
- ・ 高齢単身世帯が居住する **民営借家の43%は旧耐震建築** (H25)

若年・子育て世帯

- ・ 民営借家の子育て世帯 199万世帯 (うちひとり親 36万世帯) (H25)
- ・ 子育て世帯が居住する **民営借家の1/3は50㎡未満**
※教育費等の負担のために住居にしわ寄せ
- ・ 特に **ひとり親世帯は収入が低い傾向**
[年収(H26)] ひとり親世帯 296万円 ⇔ 夫婦子育て世帯 688万円 ※長子中学生以下
- ・ **若年単身者等**において生活が不安定で低所得の**非正規雇用の増加**
[単身世帯の非正規雇用者数] (H17) 168万人 ⇒ (H27) 230万人

その他の要配慮者

- ・ **障害者施策**として地域包括ケアによる**在宅中心の対応に移行**
[障害者数] 788万人 (身体394万人、知的74万人、精神320万人)
- ・ 要配慮者の**入居**に対しては、家賃滞納の不安等から大家が**拒否感**

公営住宅・空き家等の状況

公営住宅

- ・ **公営住宅**の応募倍率は高いが、総人口が減少していく中、**微減**
[倍率(H26)] 東京 22.8倍、全国 5.8倍
[管理戸数] (H17) 219万戸 ⇒ (H26) 216万戸

空き家等

- ・ **空き家・空き室が多く存在し、今後も増加の見込み**
[空き家数] (H15) 660万戸 ⇒ (H25) 820万戸
- ・ 活用可能と推計される空き家[※]は、**賃貸用137万戸、その他48万戸**
※駅から1km以内で腐朽破損がなく、簡易な手入れにより使うことができるもの

耐震性・バリアフリー

- ・ **耐震性がない住宅に900万世帯**が居住 (H25)
うち賃貸住宅は **170万世帯**
- ・ **バリアフリー化された民営借家は少ない**
[一定のバリアフリー化率(H25)]
民営借家 18% ⇔ 持ち家 45%

基本的な方向性

- ① 公営住宅の入居対象世帯も含め、**多様な住宅確保要配慮者を対象**
- ② 高齢者等の住宅確保要配慮者が**円滑に入居でき、かつ、安全な民間賃貸住宅**について、適切に**情報提供**
- ③ 子育て世帯等の住宅確保要配慮者が比較的広い住宅に居住できるようにするため、現在の住宅市場において十分活用されていない **空き家・空き室を有効活用**
- ④ 地域の多様な住宅事情等を踏まえ、**地方公共団体の住宅政策に応じた柔軟な施策展開**

新たな住宅セーフティネット検討小委員会・中間とりまとめより

新たな住宅セーフティネット制度に係る予算・制度(案)

平成29年度からの
実施に向け検討中

要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○ 計画の策定

- ・ 要配慮者※向けの賃貸住宅の供給目標戸数等を定める計画を策定（都道府県及び市町村）
※高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯、低額所得世帯等

○ 入居を拒まない賃貸住宅の登録

【登録住宅】

- ・ 要配慮者であることを理由に入居拒否をしない住宅を賃貸人の申請に基づき、都道府県等が登録
- ・ 都道府県等が登録住宅の情報提供

【専用住宅】

- ・ 登録住宅のうち、入居者を一定収入以下の要配慮者に限定する住宅を賃貸人の申請に基づき、都道府県等が**専用住宅**として位置づけ

空き家等を活用するための改修への支援

- ・ **専用住宅**の改修費に国・地方が補助
【社会資本整備総合交付金等の内数】
- ・ 当面、登録住宅の改修費に国が直接補助 など
【スマートウェルネス住宅等推進事業376億円(H28:320億円)の内数】

要配慮者の入居への支援等

- ・ **専用住宅**に特に低所得の世帯が入居する場合の家賃債務保証料・家賃低廉化に国・地方が補助
【公的賃貸住宅家賃対策補助103.16億円(H28:91億円)の内数】

円滑な入居のための環境整備

- ・ 生活保護の住宅扶助費を賃貸人に直接支払う代理納付の推進
- ・ 被災者が入居した登録住宅のみなし仮設への円滑な移行

要配慮者に対する居住支援の充実

- 居住支援協議会等による要配慮者への登録住宅、家賃債務保証業者の紹介等

- 適正な家賃債務保証業者の登録制度の創設

居住支援活動への支援等

- ・ 要配慮者向けの見守りサービス、居住支援協議会の新規設立その他制度の周知普及等に国が補助
【重層的住宅セーフティネット構築支援事業5.2億円(H28:2.1億円)の内数】

2 支援の枠組みについて

(1) 社会福祉法人の役割について

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- ③ 無料又は低額な料金を提供されること

- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

- 社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手(自治体業務の受託者)として支援に参画している。
 - ・ 自立相談支援事業: 全体の61.0%(直営との併用を含む)を占める委託形態での実施のうちの8.4%、
 - ・ 就労準備支援事業: 全体の91.6%(〃)を占める委託形態での実施のうちの13.2%、等

※平成28年度、社会福祉協議会分を除く。
- この他、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

2. 住まい確保のための支援

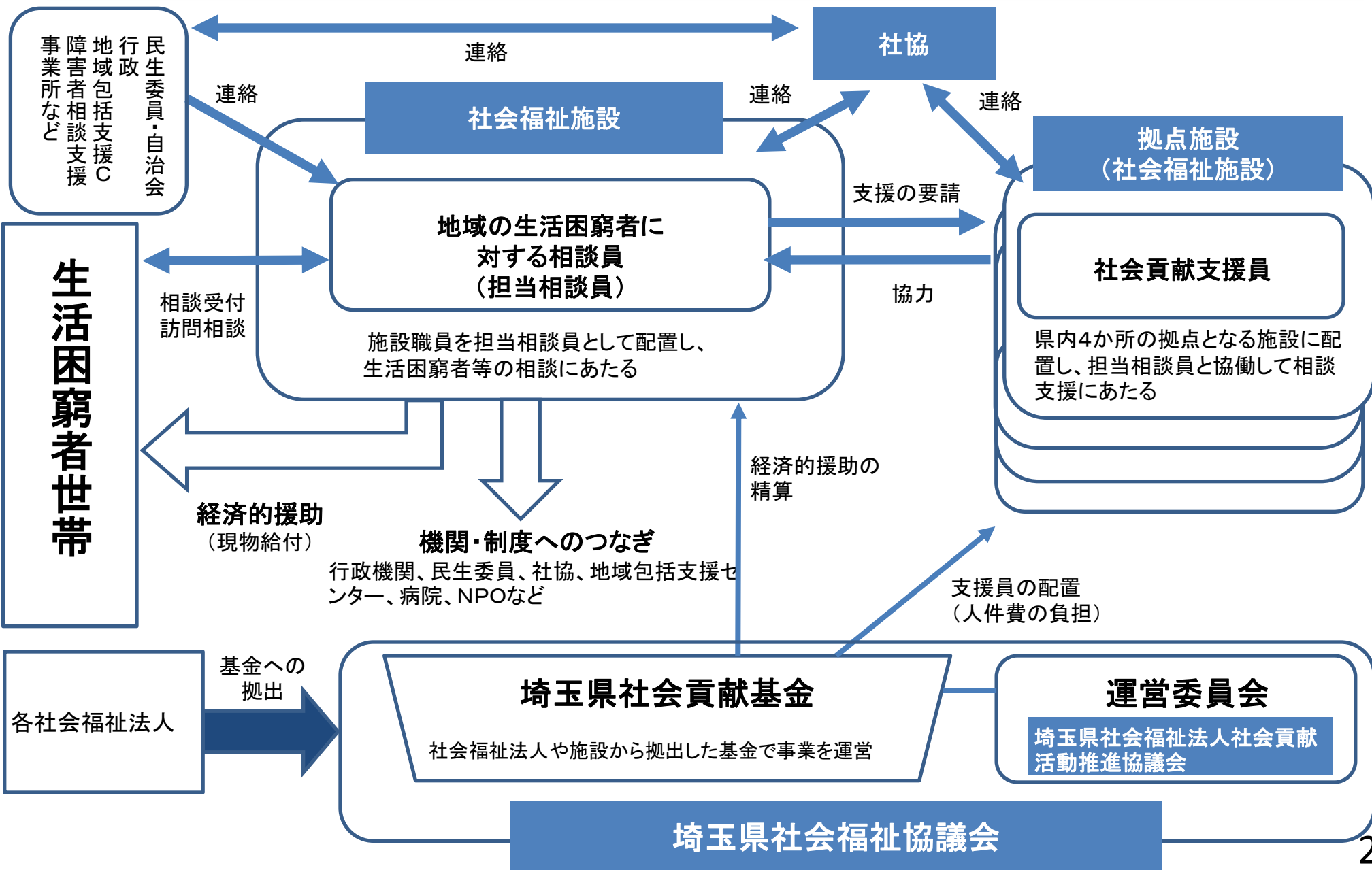
- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(島根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

3. 認定就労訓練事業所

※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設の作業や保育園の事務、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

彩の国あんしんセーフティネット事業



(2) 人材養成研修、帳票、
統計システム等について

人材養成研修(制度上の位置づけ等)

○ 生活困窮者自立支援の各事業に従事する人材の養成については、当面の間は国が研修を行うこととして取り組んできたところ。

※ 各事業に従事する人材については、この研修修了を従事要件としている(当面の間は未修了でも従事可能)。なお、主任相談支援員は研修修了に加え、相談支援業務の従事年数等の要件もある。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法

(平成25年法律第105号)(抄)

※人材養成について直接的に定めた規定はない。

第3条 (略)

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

2. 実際の枠組み

【各事業の支援員を対象とする研修】

※国が研修実施主体となって実施

○ 支援の質の向上のため毎年度、それぞれについて「研修企画部会」を開催。支援力や支援現場の課題についての現状把握をしつつ、支援における基本理念の確認や演習を中心とした研修プログラムを企画。

自立相談支援事業従事者養成研修

…主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の別に実施

就労準備支援事業従事者養成研修

家計相談支援事業従事者養成研修

【都道府県研修の実施のための研修】

担当者研修 ※平成29年度概算要求中

…都道府県研修の担当者・国研修の修了者を対象

人材養成研修(実態)

○ 人材養成研修の受講状況は以下のとおりであり、今後のあり方を検討していく必要。

事業名	職種 (研修日数)		26年度 (モデル事業)	27年度 (法施行)	28年度	29~31 年度	養成人数 (26~31年度)	支援員数 28.4.1現在
自立相談 支援事業	主任相談 支援員 (6日間)	計画	240名	240名	240名	各年 240名	1,440名	1,281名
		実績 (修了者)	216名	236名	234名	—	686名	
	相談支援員 (6日間)	計画	240名	240名	480名	各年 480名	2,400名	2,660名
		実績 (修了者)	216名	235名	391名 (見込)	—	842名	
	就労支援員 (6日間)	計画	240名	240名	240名	各年 240名	1,440名	1,831名
		実績 (修了者)	189名	217名	230名 (見込)	—	636名	
就労準備 支援事業	就労準備 支援担当者 (3日間)	計画	—	120名	120名	各年 120名	600名	923名 (355 自治体)
		実績 (修了者)	—	119名	120名	—	239名	
家計相談 支援事業	家計相談 支援員 (3日間)	計画	—	120名	120名	120名	600名	596名 (304 自治体)
		実績 (修了者)	79名 (特例措置対象者)	148名	128名 (見込)	—	355名	

(今後の見通し)

■ 制度施行後の5年間(~31年度)でかなりの割合の支援員が修了となる見込み。

※毎年 of 離職・入職等があるため左表の養成人数(計画)と支援員数を単純比較することはできない。

■ 未修了者に対する国研修を実施しつつも、受講修了者が中心となって都道府県ごとに研修を企画・実施し、支援力を向上させていく取組が重要。

参考：他制度における人材養成研修との比較

	介護支援専門員 (介護保険法)	相談支援専門員 (障害者総合支援法)	生活保護法施行 関係の従事者	消費生活相談員 (消費者安全法)	自立相談支援員 等(困窮者法)
従事要件	一定の実務経験を有する者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、当該研修を修了後に都道府県に登録の申請を行い、介護支援専門員として登録後に、介護支援専門員証の交付を受ける(法律)。	一定の実務経験を有する者が相談支援従事者初任者研修を受講し、修了証の交付を受ける(省令・告示)。	特になし ※社会福祉法第15条に福祉事務所職員の規定あり。	登録試験機関が実施する消費生活相談資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると首長が認める者(法律)。 ※研修は業務内容の変化等に適応するためのもので、従事要件とは基本的には無関係。	国研修を受講し、修了証の交付を受ける(実施要綱)。
研修体系	実務経験の有無や専門性等に応じ6種類(※)	初任者研修、任意の専門コース別研修、現任研修。	ケースワーカー、就労支援員、査察指導員の別に実施。	(独)国民生活センターや都道府県・市町村等において、現任者等を対象とした研修を実施。	事業・職種に応じ5種類
主体	都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関	都道府県	国	(独)国民生活センター・都道府県・市町村等	国
実施規模	実務者研修 32,738人 (26年度受講者数)	初任者・現任者 18,366人 (26年度修了者数)	ケースワーカー：約500人 就労支援員：約200人 査察指導員：約300人 (いずれも受講定員数)	都道府県・市町村で働く消費生活相談員 3,393人 (平成28年4月1日現在)	(前ページのとおり)
備考	※平成28年度に研修カリキュラムを見直しており、研修の種類は5種類から6種類となっている。	上記研修を企画・運営する「指導者」の養成研修を国において実施。		消費生活相談員等が研修に参加している都道府県・市町村数 1,383自治体 (平成27年度実績、全1,796自治体)	

帳票・統計システムについて

- 各事業においては、アセスメントや支援経過の記録等のため、標準帳票を示している。
※自立相談支援事業においては一部必須となっている。なお、世帯支援の充実等の観点から、独自様式の帳票を併用している自立相談支援機関もある。
- 統計システムは、このうち自立相談支援事業の帳票に入力する項目を全国で集約できるものとして平成29年1月から試行稼働し、4月から本格稼働する予定。
- 施行状況の把握のため、自治体に対して各種調査への協力をお願いしているが、帳票や統計システムで対応できておらず、個別に作業する必要があり、事務負担が大きいとの意見が聞かれるところ。

1. 現行の各種帳票

(☆)は使用必須のもの

事業	帳票
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談受付・申込票(☆) ■ インテーク・アセスメントシート(☆) ■ 支援経過記録シート ■ プラン兼事業等利用申込書(☆) ■ 評価シート(☆)
就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労準備支援プログラム(計画書・評価書)
家計相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談受付・申込票 ■ インテーク・アセスメントシート ■ 相談時家計表 ■ 家計計画表 ■ キャッシュフロー表 ■ 家計再生プラン(家計支援計画) ■ 評価シート ■ 貸付あっせん書

2. 施行状況把握の調査(主なもの)

- 支援状況調査(毎月／新規相談件数やプラン作成件数等)
- 新たな評価指標による調査(5月・11月の新規相談件数について①つなぎ先、②継続的支援の場合のステップアップ)
- 実施状況調査(毎年／自立相談支援事業等の支援員配置状況等)
- 前年度の自立相談支援事業等実績調査(毎年)
- 支援実績調査(統計システム稼働までは19自治体／相談者・プラン作成対象者の状態像等)

※下線を付した2項目が統計システムにより作業簡略化となる。